

2023（令和5）年度 事業計画

社会福祉法人山鳩会
幼児室ポップ

1. 理念・方針

(1) 法人理念

①障がいがある人に…

自分の持っている力を発揮しながら、普通の生活を営み、自らが社会に価値のあるものである事に気づき、自己実現していくよう支援する。

②障がいがある人の家族に…

障がいがある人への思いを受け止め、それを実現していく。

③援助者には…

障がいがある人と共に歩みつつ、自己実現を図るために必要なサービスを提供し、常に向上的である人材に育てる。

④地域の方に…

共に生きていく環境を実現するために、お互いにメリットのある関わりを築いていく。

(2) 基本方針

①感染予防を徹底し、子どもたちが室内や自然の中などどんな活動の場でもその子らしく職員と一緒に様々な経験を積み、感性豊かに心身の発達を促す。

②遊びを通して子どもたちが自由に自己表現できるよう、職員が一人ひとりの子どもの気持ちをしっかり受け止め、安心できる人との信頼関係を育てる。

③職員のスキルを磨き、子どもの発達段階を理解し、個々の成長発達の課題に合わせた質の高い支援を行う。

④子育てに不安を抱えた保護者や家庭の多様なニーズを敏感にとらえ、多職種や関係機関と連携し、各家庭に寄り添った支援を行う。

⑤地域で親子が安心して過ごせるために、こばとと継続した家族支援を行う。

(3) 中期目標（令和4年度～令和6年度）

①大人との信頼関係を築き、人への安心感を育てる。友だちへの興味を育てる。

②保護者のニーズに合わせ、個々の保育日数・支援内容を柔軟に決定する。また発達支援センターを中心に関係機関と連携し、支援へのパイプを繋げる。

③専門性を活かしたグループ支援を充実させる。

④こばとと連携し継続した支援を行い、親子の心を支える。

2. 施設概要

(1) 施設種別 指定障害児通所支援事業（児童発達支援）

(2) 利用定員 10名（利用者数：20名）

(3) 開所年月 平成25年4月

(4) 施設規模 敷地面積 685.07m²

延床面積 指導訓練室43.5m²・相談室6.39m²（あきつの園建物内）

建物構造 鉄筋コンクリート造（地上2階建て）
 賃貸区分 （土地）市より賃貸 （建物）所有

3. 職員構成

(1) 雇用契約あり

職種	配置人数
管理者	1名（兼任）※
児童発達支援管理責任者	1名
保育士（常勤職員）	1名
児童指導員（常勤職員）	0名
調理員（常勤職員）	0名
事務員（非常勤職員）	0名
保育士（非常勤職員）	5名
児童指導員（非常勤職員）	0名
指導員（非常勤職員）	3名
公認心理士（非常勤職員）	1名
調理員（非常勤職員）	0名
看護師（非常勤職員）	0名
理学療法士（非常勤職員）	0名
作業療法士（非常勤職員）	0名
合計	12名

※あきつの園と兼任

(2) 嘱託

小児神経科医師（2回／年）	1名
看護師（0回／年）	0名
理学療法士（0回／月）	0名
作業療法士（0回／月）	0名
リトミック講師（5回／年）	1名
音楽療法講師（12回／年）	2名
合計	4名

4. 利用者状況

(1) 障害程度

	1	2	3	4	未定	合計
愛の手帳	0名	0名	2名	0名	18名	20名
身障手帳	0名	0名	0名	0名	0名	0名
精神保健手帳	0名	0名	0名	0名	0名	0名

※身障手帳・精神保健手帳と重複

(2) 年齢構成

【集団保育】20名（平均年齢4.3歳）…週1日～週5日（1日平均10人）

	新入園児		継続児		計
	男	女	男	女	
1歳児	0名	0名	0名	0名	0名
2歳児	1名	0名	0名	(2年目) 1名	2名
3歳児	2名	2名	(2年目) 1名	0名	5名
4歳児	0名	0名	(2年目) 1名 (3年目) 4名	(2年目) 2名 (3年目) 1名	8名
5歳児	1名	1名	(3年目) 2名	(3年目) 1名	5名
計	4名	3名	8名	5名	20名

【個別指導及び公認心理士による相談支援】 2名（平均年齢 4.8歳）…月1～4日利用

	新入園児		継続児		計
	男	女	男	女	
1歳児	0名	0名	0名	0名	0名
2歳児	0名	0名	0名	0名	0名
3歳児	0名	0名	(3年目) 1名	0名	1名
4歳児	0名	0名	0名	0名	0名
5歳児	0名	0名	(3年目) 1名	0名	1名
計	0名	0名	2名	0名	2名

※集団保育と個別指導の利用者を合わせ、1日10名とする。

(3) 担当福祉事務所

東村山市					合計
20名					20名

(4) 障害支援区分・・・該当せず

区分	2	3	4	5	6	未定	合計
人数	0名						

5. 目課

(1) 月曜日～金曜日（木曜日を除く）

時間	内容
9:00～10:00	送迎と併行して、個別指導・公認心理士による相談を行う
10:00～10:30	集団保育登園・自由遊び
10:30～12:20	集まり・園外活動

12：20～13：30	手洗い・昼食・自由遊び
13：30～14：00	おやつ・紙芝居等・集団保育降園
14：00～16：00	送迎と併行して、個別指導・公認心理士による相談・個人面談を行う

(2) 木曜日

時間	内容
9：00～10：00	送迎と併行して、個別指導・公認心理士による相談を行う
10：00～12：00	集団保育（1歳児～4歳児：5名）
12：00～13：00	送迎と併行して、集団保育の振り返りを行う
13：00～14：30	グループ指導（5歳児：5名）音楽療法 1回/月
14：30～16：00	送迎と併行して、個別指導・公認心理士による相談・個人面談を行う

6. 重点目標

(1) 家庭環境・親子のニーズを把握し、適切な支援を行う。

- ①職員の支援の質を向上させ、個々の子どもの発達に合わせたきめの細かい支援を行う。
- ②個々の家庭状況を把握し、年齢を問わず各家庭状況に合わせて登園日数・支援内容を決め、送迎や通所時間の延長など急な変更にも柔軟に対応した支援を行う。
- ③こばとと連携し、相談支援事業所を中心に関係機関から定期的に親子の情報を得て、継続した支援を親子が受けられる体制を作る。

(2) 子どもの年齢、心身の成長段階、特性に合わせた支援を行う。

- ①年長児（5歳児）の就学前の敏感な時期の心に安定を保つために、音楽療法を含めた専門性を活かしたグループ支援を行う。
- ②地域の医療機関や発達支援センターの作業療法士と連携し、集団保育の中で子どもの成長を促すプログラムを取り入れる。
- ③低年齢の子たちが音楽を通して楽しく全身活動を行えるよう集団保育の中で、定期的にリトミックを取り入れる。
- ④子どもの様子をよく観察し、必要な子どもには集団支援だけでなく、より丁寧な個別支援を行う。
- ⑤定期的に職員全体で子どもの発達段階を確認し合い、個々の心身の成長に合わせ身の回りのことや集団活動に興味を持てるような関わり増やす。
- ⑥在園児がポップと併行通園している保育園、幼稚園と常に連絡を取りながら、どの集団でも子どもが安定した生活を送れるようにする。
- ⑦ポップに通園しながらより一層成長を促進するために、新たな集団を体験できる場（一時保育、一時預かり、交流保育など）を探し、保護者に情報提供していく。在園児が利用している機関と定期的に情報交換し、連携した支援を行う。
- ⑧個別指導を中心に行う併行通園の子は、一対一で担当者がしっかりとつき、思いっきりやりたいことを自由に遊べる環境を整え、より専門的に個々の気持ちの安定と対人関係を深める支援を行う。

(3) 感染症の影響などで子どもの運動不足・肥満傾向を改善する。

- ①子どもが思いっきり体を使って遊べる安全な園外活動の場を増やす。
- ②全身運動ができる遊具を室内・テラスに充実させる。
- ③園外先まで、担当者や友だちと手をつないで歩く楽しさを感じられるような場を作っていく。

(4) 様々な課題を抱えた子どもたちが安全で安心な療育を受けられるように、柔軟に対応できる職員

の質を上げる。

- ①毎日のミーティングにて、療育の視点から毎日細かく振り返り、子どもの状態に合わせた日案を立てる。
- ②職員一人ひとりがその日の保育を簡潔に記録し、自身の振り返りを行い、子どもとどう向き合うかを担当職員同士で考え、次の支援に繋げる。
- ③定期的にケース会議を行い、職員同士個々の子どもの状態を把握し支援の仕方を共有する。
- ④週1日公認心理師に日常保育における子どもの様子や支援の在り方を見てもらい、アドバイスを受ける。必要に応じ、職員の個別面談の場を設ける。
- ⑤公認心理士による事業所内研修やその他の研修に積極的に参加できる体制を作り、支援の視野を広げる。

(5) 市内の発達支援センターや関係機関と連携を密に取りながら、地域で親子が安心して生活できるよう支援する。

- ①市内の保育園、児童発達支援事業所、市役所の子育て支援課、子ども育成課、子ども相談室、子ども家庭支援センター等が集まり、月1回開催される“心身障害児ケア担当者連絡会議”に参加する。
- ②発達支援センターを中心に他の児童発達支援事業所と定期的に情報交換できる会議に参加し、共に地域の親子を支えていくよう体制を整していく。
- ③配慮が必要な家庭に対応するため、子ども家庭支援センターとの連携をさらに深める。
- ④相談支援事業所とのケース会議など連携を定着させ、情報共有をさらに深める。

(6) 週1日公認心理士を配置することにより、保護者が希望する丁寧な家庭支援を行う。

- ①保護者に月1回の個別相談を行い、乳幼児期の子育てにおける保護者の複雑な心を公認心理士に専門的に寄り添ってもらい、安定した育児ができるよう支援を行う。
- ②年2回、グループ相談を行う。公認心理士が入り、子育ての悩みなど保護者同士で悩みを打ち明け、共感し一緒に考えられるような場を作る。また母親の孤立化を防ぎ保護者同士のつながりができるように環境を整える。
- ③年2回、就学に関する情報提供（5月）及び幼稚園・保育園等の進路に関する情報提供（8月）の場を持つ。親子が納得して進路を決められるよう丁寧な進路相談を必要に応じ行う。
- ④幼稚園及び保育園との併行通園の保護者に対して、公認心理士が月一回個別相談を行う。
- ⑤来年度入園希望の親子で早めに支援が必要なケースは、入園前から相談支援と個別指導を行い、保護者が自分だけで抱え込まず、誰かに支えられている安心感を持てるように入園前から支援していく。

(7) 多機能型事業所の特性を生かし、施設祭・クリスマス会・豆まきなどの行事において交流の場を設けてお互いの理解を深める。合同で年6回避難訓練等を行う。

(8) 年1回歯科健診を行い、虫歯予防への意識を持ち定期的な歯科健診につなぐ。

(9) 年間行事予定

内 容	
4月	新入園児母子通園・保護者会及び保育参観・グループ相談（公認心理士）
5月	就学に関するグループ相談（公認心理士）
6月	北山公園菖蒲まつり（年長児グループ） 小児神経科医師の相談
7月	夏期保育開始・個人面談（希望者のみ）

8月	市内の幼稚園及び保育園に関するグループ相談（公認心理士）・夏休み
9月	夏期保育終了・個人面談・個別支援計画のモニタリング&見直し
10月	進路面談
11月	運動会・バス親子遠足（昭和記念公園）・芋掘り（地域）
12月	施設祭・クリスマス会・小遠足（八国山）・冬休み
1月	冬休み・ホットケーキ作り・小遠足（八国山・狭山公園・中央公園）
2月	歯科健診・豆まき・小児神経科医師の相談・グループ相談（公認心理士）
3月	お別れ遠足・個人面談・個別支援計画のモニタリング&見直し・小遠足（八国山・中央公園・狭山公園）・春休み

その他

誕生日会	誕生月毎に行う。
リトミック	低年齢の子を中心に年4回、嘱託講師によって行う。
保護者会	年7回、全体的な子どもの様子や行事について説明する。保護者同士が子育てについて共に考え、支え合っていける場になるように、保護者同士の繋がりを支援する。
個別支援計画 特別支援計画 モニタリング	年2回、保護者との話し合いによって、子どもがのびのびと自己表現しながら集団生活に適応するために必要な課題を把握して、個別支援計画を作成し、保護者に説明する。半年ごとにモニタリングを行う。
個別指導	子どもの心身の変化を敏感に捉えていき、より丁寧な支援が必要と思われる場合に、個別支援計画に基づいて行う。

相談支援

個人面談 (子ども支援)	年2～3回、担当保育者が保護者と子どもの成長や悩みについて一緒に考えその時の子どもの状態像を共通理解する。そして先に向かってどのように支援していくかを話し合う。その他進路面談等必要に応じて行う。
個別相談 (家庭支援)	毎月1回、公認心理士が保護者と個別相談を行い、子育てに関することや保護者の悩みを丁寧に聞き、専門家の視点から保護者に寄り添った支援を行う。
グループ相談 (家庭支援)	年2回、保護者同士が悩みを共有し、子育てについて共に考える場を設ける。公認心理士が必要に応じてスーパーバイズの役割を担い支援する。
地域相談 (地域支援)	卒園児の保護者や、ポッポに入園するまでの乳幼児の保護者の相談を受ける。必要に応じ、公認心理士が専門家の視点から支援を行う。

7. 防災訓練

- (1) 災害時の利用者の安全を図るため、防災計画に基づき、月1回の避難訓練を行う。
- (2) 年6回、あきつの園と合同で避難訓練を行う。
- (3) 事業継続計画（B C P）ガイドラインの見直しと法人全体での訓練の実施、研修の実施を行う。
又、定期的に会議を開催する。

8. 地域との交流

- (1) 地域の子育て施設と連携をはかり、子どもたちの交流や相談支援の充実を図る。
- (2) 秋津青葉子育てまつりに参加する。また、子育てひろばや児童館において情報を発信し、地域の中でポップのことより深く知ってもらう。

9. 実習生の受け入れ

- (1) 心身障害児ケア担当者会議に参加している市内の保育園の保育士、関係機関の専門職の方の実習を受け入れる。ポップの支援や施設を知ってもらい、子どもの理解を深められるように話し合いの機会を持つ。
- (2) 職場体験実習を受け入れる。
- (3) 特別支援学校の現場実習生を受け入れる。

10. 職員研修

- (1) 公認心理士による事業所内研修において、在園児や家庭への理解を深め、課題を明確にして支援の質の向上につなげる。
 - ①週1回のケース会議において、公認心理士のスーパーバイズを受ける。
 - ②年3回、事業所内研修を行う。テーマを決めて話し合いながら課題を明確にして支援に生かす。
- (2) 視野を広め、子どもや社会への理解を深める。
 - ①FOUR WINDS 乳幼児精神保健学会
 - ②ケア主催の交流実習・施設見学
 - ③東村山市教育委員会主催の研修
 - ④新日本医師協会東京支部主催、乳幼児の発達の部門の研修
 - ⑤明治安田こころの健康財団主催、乳幼児の発達の部門の研修
- (3) 経営の健全化や運営の適正化の推進、サービス内容の質の向上を図る。
 - ・東京都福祉保健局主催、東京都福祉保健財団主催の研修

11. 会議予定

種目	回 数	内容
職員会議	1回／月	子どもの様子・リスク・行事の話・研修報告等
ケース会議	1回／週	公認心理士とのケース会議及び研修会
アセスメント会議	6回／学期	学期末に子どもの成長と課題について話し合う
合同職員会議	1回／月	行事・予定の確認、事業内容他
こばととの合同会議	1回／月	合同職員会議、ケース会議及び研修会
虐待防止委員会	2回／年	法人内の虐待等の防止を図るための会議
児童発達支援事業所連絡会	1回／月	発達支援センターを中心に市内の児童発達支援事業所との情報交換会他
心身障害児ケア担当者連絡会	1回／月	市の保育幼稚園課・子ども相談室・母子保健係、子ども家庭支援センター・保育園との会議

12. 苦情解決、個人情報保護、権利擁護、虐待防止、身体拘束の適正化、セクシャルハラスメント防止

(1) 苦情解決

①利用者からの苦情解決実施要綱に基づき、苦情に対しては真摯に受け止め迅速且つ円滑な解決方法を見出せるよう努める。

②担当窓口及び第三者委員を掲示し、苦情解決への仕組みを利用者・家族へ周知する。

(2) 個人情報保護

個人情報保護規定に基づき、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、データの管理を適切且つ安全に扱う。

(3) 権利擁護・虐待防止・身体拘束の適正化

①人権の擁護、虐待防止等に関する運営委員会、担当職員を配置し、必要な支援体制の整備を行う。

②身体拘束の対策を検討する委員会を定期的に開催する。

③職員は、虐待防止の啓発・普及、身体拘束の適正化に関する研修を受講する。

(4) セクシャルハラスメント防止

担当職員を配置し、セクシャルハラスメントの防止、対応にあたる。

苦情解決

	氏名	連絡先
責任者	堀井 晶子	042-396-4380
担当者	吉村 優花	同上
第三者委員	江幡 房江（民生委員）	同上

セクシャルハラスメント

	氏名	連絡先
責任者	堀井 晶子	042-396-4380
担当者（男性）	五十嵐 直生	同上
担当者（女性）	吉村 優花	同上

虐待防止

	氏名	連絡先
責任者	堀井 晶子	042-396-4380
担当者	吉村 優花	同上